







# コロナ危機のカーボンプライシング施策への影響等について

# コロナ危機のカーボンプライシング施策への影響等 1/3

- カーボンプライシングを導入・検討している国や地域において、コロナ危機による社会経済への影響を踏まえた運用方法の見直しや、影響を加味した上での制度強化に向けた検討が行われている。

世界	<p> <b>COP26とSB52の延期が決定</b></p> <p>【5月28日】英国・グラスゴーで2020年11月に開催予定であったCOP26を2021年11月1日～12日に延期することを決定。 【6月23日】ドイツ・ボンで2020年6月に開催予定であった国連気候会議第52回補助機関会合(SB52)を2021年に延期することを決定。</p> <p> <b>ICAO理事会が、CORSAのベースライン排出量の算定方法変更を決定</b></p> <p>【6月30日】国際民間航空機関(ICAO)が、航空部門の排出削減施策である市場ベースのメカニズム(CORSA)のベースライン排出量について、2019年と2020年の平均値とする従来案を変更し、2019年のみとすることを決定。このベースラインは2021年～2023年のパイロットフェーズに使用される。</p>
欧州	<p> <b>EU-ETS遵守期間は維持、スイスETSとのリンクを延期</b></p> <p>【3月26日】欧州委員会は、EU-ETSの遵守(排出枠償却)期限(4月30日)を延期しない方針を発表。 【5月6日】欧州委員会は、スイスETSとEU-ETSの電子リンクの延期を発表(試験的リンク措置の5月実施を予定していたが、少なくとも9月まで延期)</p> <p> <b>EU-ETS収入や国境炭素税によりEU独自財源を拡大する方針</b></p> <p>【5月28日】欧州委員会は、総額1.85兆ユーロのコロナ復興計画を提案。グリーンとデジタルの2つの移行を加速し、公正でレジリエントな社会を構築することを目指すとともに、EU-ETSの対象拡大や炭素国境調整措置の新規導入により、EUの「独自財源」を増やす意向を表明。</p> <p> <b>ドイツ野党が建築物・運輸部門対象の国内ETSの導入延期を要求</b></p> <p>【3月19日】野党自由民主党議員が、2021年導入予定の建築物及び運輸部門を対象とするCO<sub>2</sub>価格(排出量取引制度)の導入延期を要求。※CO<sub>2</sub>価格については、2019年9月20日発表の気候変動対策プログラム2030に基づき、2021年にCO<sub>2</sub>トン当たり10ユーロで導入されることとなっていたが、2020年5月20日に25ユーロへの引上げが閣議決定されている。</p> <p> <b>英国、国内ETSを導入する方針を発表</b></p> <p>【6月1日】2020年末のEU-ETSからの離脱後のカーボンプライシング施策として国内ETSを導入する方針を発表。2021～2030年を対象とする第1フェーズの1年目の総量キャップは、EU-ETS第4フェーズにおける英国分の想定総量キャップの95%で設定し、オークション時の排出枠下限価格を15ポンドに設定。ただし政府は新型コロナウイルス感染拡大影響を踏まえ、企業の財務状況悪化に配慮する他、下限価格の設定も再検討する可能性を示唆。</p>

# コロナ危機のカーボンプライシング施策への影響等 2/3

## アイルランドが炭素税を予定通り引上げ

【4月16日】4月14日に連立に合意した共和党(Fianna Fáil)と国民党(Fine Gael)は、5月1日に予定されていた輸送用燃料以外の炭素税の引上げ(20ユーロ→26ユーロ/tCO<sub>2</sub>)を予定通り実施すると発表(引上げ実施済み)。※輸送用燃料の税率は2019年10月に既に26ユーロ/tCO<sub>2</sub>に引上げ済み。

【6月15日】共和党、統一アイルランド党、緑の党による新たな政府協定で、2030年までに100ユーロ/tCO<sub>2</sub>への炭素税引上げを発表。

## デンマークが炭素税の引上げを含むグリーン税制改革を検討

【3月9日】政府の諮問機関であるデンマーク気候変動評議会は、2050年気候中立の目標を達成するために炭素税を大幅に引上げるべきであると提言。

【6月22日】デンマーク政府及びデンマーク議会の大多数は炭素税等を含む野心的な気候協定に署名。グリーン税制改革の詳細については2020年秋以降に交渉を行うとしている。

## ノルウェーが燃料の原料使用に対する炭素税の免税措置廃止を延期

【4月3日】産業部門の燃料の原料使用に対する炭素税の免税措置を2020年4月1日に廃止することとされていたが、廃止の延期を発表。

## スイスが国内ETSの遵守期間を延長、CO<sub>2</sub>法改正案を国民議会が可決

【3月18日】スイスETSの4月末の遵守期限の延長を発表(8月31日までの延長が決定)。

【6月10日】CO<sub>2</sub>法(CO<sub>2</sub> Act)改正案が国民議会で可決され、スイス発のフライトの航空券に距離等に応じて30~120フランを新たに課すことや、炭素税(CO<sub>2</sub> Levy)の税率の上限値をCO<sub>2</sub>トン当たり120フランから210フランに引き上げることを決定。

## エストニアによるEU-ETSからの一時離脱提案及び撤回

【4月8日】Helme財務大臣は、電力価格を引下げるため、一時的なEU-ETSからの離脱の可能性を検討するよう環境省に要請。

【4月14日】Ratas首相は、エストニアはEU-ETSから離脱することはないと発言。

欧州

## 米国RGGI、カリフォルニア州、ケベック州では、運用変更はなし

【5月11日時点】2020年6月3日開催のオークション、排出枠償却期限に変更はなし。(RGGI)

【5月11日時点】2020年5月20日開催のケベック州との合同オークション、排出枠償却期限に変更はなし。(カリフォルニア州、ケベック州)

## カナダ連邦政府が大規模排出事業者の報告期限を延期、炭素税は予定通り引上げ









【5月31日】連邦カーボンプライシングにおけるバックストップのうち、大規模排出事業者対象制度の遵守期限を2020年6月1日から10月1日に後倒しすることを決定。炭素税については、予定通り4月1日に20CAD→30CAD/tCO<sub>2</sub>に引上げ済み。

## カナダ・ブリティッシュコロンビア州が炭素税の引上げを延期

【3月23日】4月1日に予定していた炭素税の40CAD→45CAD/tCO<sub>2</sub>への引上げを延期し、2020年9月30日までに引上げのタイミングについてレビューを行うと発表。

北米

# コロナ危機のカーボンプライシング施策への影響等 3/3

北米	<p> <b>カナダ・アルバータ州が環境報告を再開</b> 【6月22日】3月31日にかから一時的に停止していた排出削減計画の年次報告を含む企業による環境報告を、7月15日以降再開すると発表。</p> <p> <b>米国・カリフォルニア州がキャップアンドトレード制度の規則改正を求める規定を予算案から削除</b> 【6月22日】2021年10月までにキャップ・アンド・トレード制度の規則改正を行うことを求める規定を2020年/2021年の予算案から削除。 ※カリフォルニア州地球温暖化対策法(AB32)の削減目標達成を目指す気候変動スコーピングプランの2022年のアップデートに向けて、キャップアンドトレード制度の評価を実施する見込み。</p> <p> <b>米国・ペンシルバニア州が排出量取引制度の規則案の提出期限を延長</b> 【6月22日】RGGIモデル規則に整合する排出量取引制度の規則案の提出期限を、2020年7月31日から9月15日に延長。</p> <p> <b>輸送気候イニシアチブ (TCI)、炭素市場の枠組み策定を秋に延期</b> 【5月15日】米国北東部の州が参加する輸送部門の排出削減を目指す炭素市場 (TCI) の枠組みの策定は予定されていた春から秋に延期。</p>
アジア	<p> <b>韓国、ETSの遵守期限を延期</b> 【4月18日】これまでの排出枠の価格急騰に鑑み、市場に対し1,400万トンの予備排出枠を供給することを検討。 【4月22日】排出量報告書の提出時期、排出枠償却の義務履行期限を2カ月猶予。</p> <p> <b>中国のパイロットETSにおいて、遵守期限の延期が相次ぐ</b> 【4月13日】北京市は、パイロット版排出量取引制度の対象企業の遵守期限を4カ月延期し10月31日とすることを決定。 【4月22日】湖北省は、パイロット炭素市場の取引手数料を2020年9月30日まで免除することを決定。 【4月27日】広東省は、パイロット版排出量取引制度の対象企業の遵守期限を5月29日から7月10日に延期することを決定。 ※必要な準備作業が遅延されたため、全国ETSの実験的な運用開始の延期も予測される。</p>
オセアニア	<p> <b>ニュージーランド、野党から審議延期要求があったものの、予定通りETS改正法案を可決</b> 【5月4日】最大野党のニュージーランド国民党は、総量キャップの設定やオークション制度の導入を規定するETS改正法案(2019年10月提出)について、コロナによる影響を踏まえて下院での審議において議論のプロセスを1年間延期すべきと提言。 【6月16日】ETS改正法案を議会で63対57で可決。森林部門における制度変更の一部の実施を2022年から2023年に1年延期。</p>
アフリカ	<p> <b>南アフリカが炭素税の納税期限を延期</b> 【4月21日】炭素税の納税期限を3カ月延期し、10月31日とすることを発表。</p>